

定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考実施要領

平成 28 年 11 月 24 日
理事長選考会議決定

定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考に関する規程（以下「規程」という。）第 11 条その他の規定に基づく学長選考の実施に関する細則として、この要領を定める。

1 選考の日程

規程第 2 条に規定する学長の選考の時期は、学長の任期開始の日前 60 日以前となる平成 29 年 1 月中を目途とし、公立大学法人兵庫県立大学定款（以下「定款」という。）の変更に係る主務大臣の認可の日を踏まえて、規程第 3 条による学長の選考開始に係る公示において提示する。

2 選考開始の公示

- (1) 規程第 3 条に規定する選考日程その他学長の選考に関し必要な事項は、次のとおりとする。
 - ア 選考内容
 - イ 選考手続の概要
 - ウ 選考日程
 - エ その他理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が必要と認める事項
- (2) 公示は、兵庫県立大学（以下「本学」という。）のホームページに掲載することにより行う。選考会議は、規程第 5 条第 1 項各号に掲げる連署推薦に加わることができる者に対し、その内容を周知するよう努めるものとする。

3 学長候補者の資格

規程第 4 条に定める選考会議が別に定める基準は、別紙「兵庫県立大学の次期学長に求められる資質・能力等」とする。学長候補者（以下「候補者」という。）を推薦するに当たっては、次期学長に求められる資質・能力を有すると認められるとともに、次期学長が取り組むべき主要課題に的確に対応できると見込まれる者を推薦するものとする。

4 候補者の推薦

規程第 5 条に規定する候補者の推薦は、同条に定めるもののほか、次の要領で行うものとする。

(1) 推薦時に提出する書類

候補者の推薦は、次の書類を選考会議に提出することによって行う。

- ア 学長候補者推薦書（様式 1）
- イ 推薦理由書（様式 1 別紙）
- ウ 学長候補者推薦人名簿（様式 2）

エ 同意書（様式3）

（2）推薦人資格の基準日

規程第5条第1項各号の規定により候補者の推薦に加わることができる者の推薦人資格の基準日は、選考開始の公示日とする。同条第2項及び第3項の適用においても同様とする。

（3）推薦に係る署名の取扱い

規程第5条第4項の規定に係る具体的な運用の考え方は、次のとおりとする。

ア 同じ推薦人が候補者の推薦に係る二以上の署名を行った場合は、当該推薦人のすべての推薦に係る署名を無効とする。

イ 二以上の署名とは、第1項各号の二以上の区分において署名を行った場合のほか、一の区分において二以上の署名を行った場合をいい、いずれの場合も推薦する候補者が同一である場合を含む。

ウ 二以上の署名を行ったかどうかの判断は、選考会議事務担当課（法人本部事務局経営企画部総務人事課）に提出された学長候補者推薦人名簿（審査の結果有効とされるか否かは問わない。）への記載の範囲で判断する。

エ その他要領に定めのない事案等が生じた場合は、選考会議において判断を行う。

（4）その他推薦の方法

ア 候補者の推薦を行おうとする者は、代表推薦人を定め、当該代表推薦人が取りまとめる推薦書、推薦理由書の内容を確認して、当該候補者の推薦人名簿に推薦に係る署名を行うものとする。その際、代表推薦人も推薦人名簿に署名を行うものとする。

イ 代表推薦人は、複数人でも差し支えない。複数人の場合は、選考会議との連絡の窓口となる代表推薦人を明記すること。

ウ 規程第5条第1項各号の同一区分内、異なる区分間のいずれにおいても、同じ候補者を推薦することは妨げられない。

エ 候補者の推薦書類の提出先は、選考会議事務担当課とする。

オ 推薦書類は、代表推薦人が、公示された受付期間中の受付時間内に選考会議事務担当課に直接提出すること。

カ 推薦書類は、受付時等において必要な範囲で選考会議事務担当課が内容の確認を行った上で、選考会議において要件を満たすか否かの審査を行う。

要件を満たしているか否かの判断は、以下を目安に行う。

《要件を満たさないと判断するもの》

- ・受付期間中の受付時間内に直接提出されなかったもの
- ・推薦書に求められている押印がなされていないもの
- ・代表推薦人が特定できないもの
- ・推薦する候補者が特定できないもの
- ・推薦人名簿において署名の有効性が確認された推薦人が、連署必要数等の要件を満たさないもの
- ・推薦理由書、推薦人名簿に対象となる学長候補者の明記がないもの
- ・推薦理由書に推薦理由の記載がないもの
- ・その他選考会議において要件を満たさないと判断するもの

キ 選考会議における推薦人の署名の審査は形式的な審査とし、署名の真偽については代表推薦人において責任を負うものとする。

ク その他要領に定めのない事案等が生じた場合は、選考会議において判断を行う。

(5) 選考会議委員による候補者の推薦

ア 規程第5条第6項の規定により選考会議委員が追加することができる候補者には、同条第1項の規定により推薦されたが、推薦の要件を満たさなかったことにより候補者とならなかった者も含まれること。

イ 規程第5条第1項の規定による推薦がないか、要件審査又は5の意思確認の結果、候補者がいなくなったときは、同条第6項の規定に準じて選考会議委員が候補者を推薦し、その候補者の中から選考会議が選考を行う。

5 候補者の意思確認及び提出書類

規程第6条に規定する推薦のあった候補者に対する意思の確認、候補者の所信等の提出については、次のとおり行う。

(1) 意思確認

規程第6条に定める候補者の意思確認（推薦のあった候補者に対し、候補者となること、学長予定者として選考された場合に学長に就任することの意思があるか否か）は、推薦時に提出される「同意書」（様式3）により行う。

(2) 提出書類

選考会議は、意思の確認を経て正式に候補者となった者に対し、指定する期日までに次の書類の提出を求める。

ア 履歴書（様式4）

イ 所信表明書（様式5）

6 候補者及び所信等の公表

(1) 候補者の公表

選考会議は、5（1）により確定した候補者を次のとおり公表する。

ア 公表の内容

候補者の氏名、年齢及び現在の職

イ 公表の方法

本学ホームページに掲載

(2) 候補者の所信等の公表

5（2）により候補者から提出された「所信表明書」は、4（1）の「推薦理由書」と併せて、学内に公表する。その範囲は、規程第5条第1項各号の規定により候補者の推薦に加わることができる者を基本とする。

7 学長予定者の選考

規程第7条及び第8条に規定する学長予定者の選考については、次のとおり行う。

(1) 選考基準

3に記載する学長候補者の推薦の基準を選考基準とし、当該基準に照らして、学長として最も適任と認められる者を総合的に判断する。

(2) 書面審査及び面接

ア 書面審査

選考会議委員は、4 (1) の推薦書類、5 (2) の候補者からの提出書類について、面接に先立ち、選考基準に照らして書面審査を行う。

イ 面接

選考会議委員は、(1) の書面審査を踏まえ、候補者の面接において、選考基準に照らして所信表明書の内容等について直接確認を行う。

(3) 学長予定者の決定

ア 選考会議は、委員による(2)の結果を勘案した合議により、選考基準に照らして学長に最も適任と認められる者を総合的に判断し、学長予定者として決定する。その際、当該学長予定者を選考した理由を明確にするものとする。

イ 委員の意見が分かれる場合には、理事長選考会議規程附則第2項の規定による読替後の同規程第6条第5項の議決要件に従い、議長を含む委員の過半数により決する。

8 選考結果の公表

規程第10条に規定する選考結果の公表は、次のとおり行う。

(1) 公表の内容

選考された学長予定者の氏名、生年月日及び年齢、略歴、任期、選考の理由並びに選考の経過

(2) 公表の方法

本学ホームページに掲載

9 補則

規程及びこの要領に定めるもののほか、学長の選考の実施に関し必要な事項は、選考会議が取扱いを定め、又は判断する。

兵庫県立大学の次期学長に求められる資質・能力等

兵庫県立大学の次期学長は、「人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者」であって、下記の要件を満たすものとして推薦のあった候補者の中から、最も適任と認められる者を選考する。

記

1の資質・能力を有すると認められるとともに、2の主要課題に的確に対応できると見込まれる者であること。

1 次期学長に求められる資質・能力

- (1) 学内外から厚い信望の得られる高潔な人格と優れた学識
- (2) 本学の創立の基本理念を踏まえ、創基100周年ビジョンに掲げる「社会から信頼され評価される、世界水準の大学を目指す」使命感
- (3) 本学における教育研究活動の現状と課題を的確に認識し、具体的なビジョンと方策を示して学内構成員を指揮するリーダーシップ
- (4) 理事長と意思疎通を図りながら、法人の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する能力
- (5) 自らの考えを学内構成員や学外関係者にわかりやすく説明し、学内外の理解や協力を得て合意形成を進める調整力、改革を果敢に進める実行力
- (6) 国内外に本学の存在感を示すための発信力

2 次期学長が取り組むべき主要課題

- (1) 現行中期計画（計画期間：平成25年度から平成30年度）の達成と創基100周年ビジョンの実現に向けた次期中期計画（計画期間：平成31年度から平成36年度）の作成
- (2) 特に課題となっている
 - ア 「組織改革の基本方針」（平成28年6月）に基づく学部等再編の推進
 - イ 教育の質保証、グローバル人材の育成強化をはじめとする教育改革の加速

(様式1)

学 長 候 補 者 推 薦 書

平成 年 月 日

公立大学法人兵庫県立大学
理事長選考会議議長 様

代表推薦人

所 属

職 名

氏 名

㊞

定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考に関する規程第5条の規定に基づき、学長候補者を下記のとおり推薦します。

記

1 推薦する学長候補者

氏 名	
生年月日	年 月 日生
住 所	
現在の職	

2 1に記載する者を学長候補者として推薦する理由
別紙推薦理由書のとおり

※ 複数の代表推薦人がいる場合は連名とし、選考会議との連絡窓口となる者を明記すること。
(例：代表推薦人(窓口))

(様式1 別紙)

推 薦 理 由 書

学長候補者氏名 _____

※2,000字(50行)以内で記載してください。

(様式3)

同意書

私は、下記の事項を確認した上で、今回の兵庫県立大学学長の選考手続において、学長候補者として選考の対象となることに同意するとともに、選考の結果、学長予定者として決定された場合には、特段の事情の変化がない限り、学長に就任することを誓約します。

平成 年 月 日

公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議議長 様

学長候補者氏名

㊞

記

- 1 今回の学長選考の対象となる学長候補者として、氏名、年齢、現在の職が公表されること。
- 2 学長候補者として、履歴書（様式4）、所信表明書（様式5）を理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が指定する期日までに提出すること。
- 3 提出された所信表明書は、代表推薦人から提出された推薦理由書とともに、学内（推薦人資格を有する者を基本範囲とする。）に公表されること。
- 4 選考会議が行う学長候補者の面接審査に出席すること。（面接は、代表推薦人から提出された推薦書類や2に記載の提出書類を踏まえて行う。）
- 5 選考会議は、学長候補者に対する書類審査、面接の結果を総合的に勘案して、学長予定者の決定を行うこと。
- 6 選考会議は、学長予定者を決定した場合には、学長予定者の氏名、生年月日及び年齢、略歴、選考の理由、選考の経過（1の学長候補者の一覧を含む。）を公表すること。
- 7 学長予定者となった場合には、就任前においても、学長予定者としての記者会見、学長就任以降の法人・大学の運営に関する事前協議などの諸活動に協力が求められること。

(様式4)

履 歴 書

ふりがな 氏 名		男・女	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
住 所				
年月日	学 歴 (大学卒業以上を記載)			
・ ・				
年月日	学 位			
・ ・				
年月日	職 歴			
・ ・				
年月日	学会での活動状況			
・ ・				
年月日	社会での活動状況			
・ ・				
年月日	主 な 研 究 業 績			
・ ・				
年月日	その他特記すべき事項			
・ ・				
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日				
学長候補者氏名				印

※枠の大きさは適宜変更してください。また、別紙(A4)を添付しても差し支えありません。

(様式5)

所 信 表 明 書

平成 年 月 日	学長候補者氏名	㊞

※学長の選考基準を踏まえて、大学運営の方針や就任中に取り組もうとする事柄等を記載してください。
※2,000字（50行）以内で記載してください。